

タイトル	IFRS サステナビリティ開示基準における質的特性の分析
著者	川津，大樹；Kawazu, Daiki
引用	北海学園大学経営論集，23(3)：23-36
発行日	2025-12-25

IFRS サステナビリティ開示基準における 質的特性の分析

川 津 大 樹

I はじめに

国際連合の総会は、2015年9月に17の持続可能な開発目標を採択し（United Nations [2015] Preamble）、それ以来、企業のサステナビリティに関する情報開示が、「ステークホルダーによる情報要求」とともに劇的に増加している（GRI, UN Global Compact and WBCSD [2016] p.25：邦訳 [2016] 25頁）。特に、気候問題に関しては、金融安定理事会が2015年12月に気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-Related Financial Disclosures：以下、TCFDと略称）を設立し（TCFD [2017] p.2：邦訳 [2017] 2頁）、TCFDは、2017年に『最終報告書 気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言』（cf.TCFD [2017]）を公表した。

サステナビリティ報告への関心が、ステークホルダーの間で高まっていることを受けて、IFRS財団は、2020年9月に『サステナビリティ報告に関する協議ペーパー』（IFRS Foundation [2020]：以下、『協議ペーパー』と略称）を公表した。『協議ペーパー』（2020年）は、国際的なサステナビリティ基準を開発するための「新しいサステナビリティ基準審議会（SSB）」を設立することを提案している（IFRS Foundation [2020] paras.23, A1：邦訳 [2020] 11, 22頁）。その後、IFRS財団は、2021年11月に国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards

Board：以下、ISSBと略称）の設立を発表し（TRWG [2021a] p.3）、ISSBは、2023年6月にIFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』（ISSB [2023a]）を公表した。IFRS S1号（2023年）は、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下、IASBと略称）の『財務報告に関する概念フレームワーク』（IASB [2018a]：以下、『概念フレームワーク』と略称）における質的特性を「サステナビリティ関連財務情報」に適用する形で、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性に関して、「関連性」と「忠実な表現」という「基本的な質的特性」と、「比較可能性」、「検証可能性」、「適時性」および「理解可能性」という補強的な質的特性をそれぞれ規定している（ISSB [2023a] paras.D2-D3：邦訳 [2024] 37頁）。

一方、わが国では、ISSBの設立を受けて、国内のサステナビリティ開示基準を開発すること等を目的として、サステナビリティ基準委員会（Sustainability Standards Board of Japan：以下、SSBJと略称）が2022年7月に設立された（SSBJ [2024] BC1項）。SSBJは、開示情報の「国際的な比較可能性」という観点から、「国際的な整合性を図るという場合、IFRS サステナビリティ開示基準との整合性を図ることを基礎とすることとし、原則としてIFRS サステナビリティ開示基準の要求事項をすべて取り入れる」ことを基準開発の

「基本的な方針」として定めた（SSBJ [2025] BC16 項）。したがって、IFRS サステナビリティ開示基準での議論と規定内容は、わが国のサステナビリティ開示基準にも、今後大きな影響を及ぼしていくものと考えられる。

このような現状認識を踏まえ、本論文では、IFRS 財団のガバナンス構造と IASB の『概念フレームワーク』（2018 年）を概観した上で、ISSB の IFRS S1 号（2023 年）の質的特性に焦点を当てて、その形成過程を分析する。

II IASB の設立とガバナンス構造の概観

『協議ペーパー』（2020 年）は、まず「IFRS 財団のガバナンス構造の下で国際的なサステナビリティ基準を開発するための新しいサステナビリティ基準審議会（SSB）〔現在の ISSB〕」を設立し、その際には、「SSB〔現在の ISSB〕」が IASB とともに、IFRS 財団のモニタリング・ボードと評議員会の下で運営されるという「3 層のガバナンス構造」を提案している。また、『協議ペーパー』（2020 年）では、「SSB〔現在の ISSB〕」がサステナビリティ報告の領域に携わる諸機関の「既存の作業」と「この領域で蓄積された知識」を基礎とすることが重要であると述べている（IFRS Foundation [2020] paras.23, 29-30, 35：邦訳 [2020] 11-14 頁）。

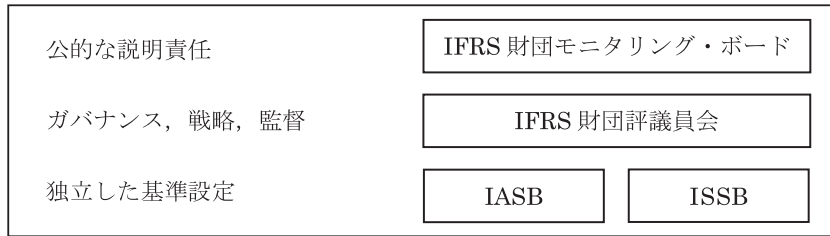
『協議ペーパー』（2020 年）に対するコメント・レター（cf. IFRS Foundation [2021a]）では、「新たな審議会〔現在の ISSB〕」を設立することに関して、「幅広い支持」が示された（IFRS Foundation [2021b] p.8）²。また、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions：以下、IOSCO と略称）は、IFRS 財団の評議員会が ISSB の設立計画を策定することに協力していくと表明した（IOSCO [2021] p.2）。IOSCO は、国際的な証券規制機関であり、IASB の前身である国

際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee：以下、IASC と略称）の時代から、その活動に関与し、サステナビリティ報告に関しても、投資者保護の立場から IFRS 財団との協議を行っていた（川津 [2024a] 3-4, 6-7 頁）³。

コメント・レターの意見に基づき、また、IOSCO の声明に促されて、IFRS 財団は、IFRS のサステナビリティ基準が、投資者と世界の資本市場におけるその他の参加者の意思決定にとって重要な情報に焦点を当てるという戦略的な方向性を決定し（川津 [2024a] 14 頁）⁴、ISSB を設立するため、2021 年 10 月に定款を改定した（IFRS Foundation [2021c] Preface：邦訳 [2023] C2178 頁）。これによって、現在の IFRS 財団は、「3 層のガバナンス構造」を有するようになった。すなわち、IASB と ISSB は、それぞれ独立した基準設定機関として基準設定に取り組み、IFRS 財団の評議員会は、専門家による 2 つの独立した基準設定機関—IASB と ISSB—を監督するとともに、モニタリング・ボードに対する説明責任を負う。そして、モニタリング・ボードは、IOSCO を含む金融市場監督当局のグループで構成されており、IFRS 財団と評議員会に対する公的な監督を行っている（IFRS Foundation [2025] p.15）⁵。現在の IFRS 財団におけるガバナンス構造は、図表 1 のように纏められる。

また、ISSB 設立に伴い改定された IFRS 財団の定款では、IFRS 財団の目的が IASB と ISSB を通じて、「公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、執行可能な国際的に認められる一般目的財務報告のための基準（『IFRS 基準』と呼ぶ）を開発すること」であると述べられている。そして、IASB の IFRS 会計基準と ISSB の IFRS サステナビリティ開示基準という「これらの IFRS 基準の補完的な（complementary）セット」は、「財務諸表」と「サステナビ

図表 1 IFRS 財団のガバナンス構造



(出所) IFRS Foundation [2025] p.15. なお, 一部分を修正した。

リティ開示」において、「投資者及び世界の資本市場の他の参加者」が「経済的意思決定」を行う上で有用な、「高品質で透明性のあり比較可能な情報」を提供することを意図としていると定められた (IFRS Foundation [2021] para.2 : 邦訳 [2023] C2179 頁)。⁶

ここで明らかなように、まず IFRS 財団の『協議ペーパー』(2020 年)は、サステナビリティ報告の領域に携わる既存の取り組みを基礎としつつ、新たな審議会である ISSB の設立を提案した。『協議ペーパー』(2020 年)に対するコメント・レターと IOSCO — 投資者重視の立場にある — の声明を踏まえ、IFRS 財団は、IFRS のサステナビリティ基準が、投資者等にとって重要な情報に焦点を当てるといふ戦略的な方向性を決定して、ISSB を設立した。ISSB は、IOSCO を含む金融市場監督当局で構成されるモニタリング・ボードと、IFRS 財団の評議員会による 3 層のガバナンス構造の下で運営されることになった。また、ISSB の IFRS サステナビリティ開示基準は、IASB の IFRS 会計基準と補完的な IFRS 基準のセットを構成するものと位置づけられ、経済的意思決定を目的とすることが IFRS 財団の定款に定められた。

Ⅲ IASB『財務報告に関する概念フレームワーク』(2018 年)の概観

IASB は、2004 年から米国の財務会計基準

審議会と共同で概念フレームワークを改訂するためのプロジェクトを開始し、2010 年に『財務報告に関する概念フレームワーク 2010』(cf. IASB [2010]) を公表した。その後、IASB は、2012 年から単独で概念フレームワークのプロジェクトを再開して、改訂された『概念フレームワーク』(2018 年)を公表した (IASB [2018b] paras.BC0.2-BC0.3, BC0.7-BC0.8 : 邦訳 [2019] C6-C7 頁)。

まず、『概念フレームワーク』(2018 年)は、「一般目的財務報告の目的」として、「現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者」が企業への資源の提供に関する「意思決定」を行う際に有用な、報告企業に関する財務情報を提供することを掲げている。その上で、『概念フレームワーク』(2018 年)では、具体的な目的として、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの金額等を評価する情報を必要としている投資者等に対して、「企業の資源」、「企業に対する請求権」およびそれらの資源と請求権の変動等に関する情報を提供することが規定されている (IASB [2018a] paras.1.2-1.4 : 邦訳 [2019] A17 頁)。

一般目的財務報告の目的を踏まえて、『概念フレームワーク』(2018 年)は、有用な財務情報の質的特性に関して、「目的適合性〔関連性〕」と「忠実な表現」が「基本的な質的特性」と規定し (IASB [2018a] para.2.5 : 邦訳 [2019] A22 頁)、基本的な質的特性の 1 つである関連性について、次のように述べている。

「目的適合性〔関連性〕のある財務情報」は、利用者が行う意思決定に相違を生じさせることができる。財務情報は、予測価値、確認価値またはその両方を有する場合、「意思決定に相違」を生じさせることができる。財務情報は、「利用者」が「将来の結果」を予測するために用いる「プロセスへのインプット」として使用できる場合には、「予測価値」を有する。財務情報は、「過去の評価」に関するフィードバックを提供する（確認または変更する）場合には、「確認価値」を有する。情報は、それを省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業に関する財務情報を提供する一般目的財務報告の主要な利用者が報告書に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合、重要性がある。言い換えれば、「重要性」は、「目的適合性〔関連性〕の企業固有の一側面」であり、個々の企業の財務報告書の文脈において、その情報が関連する項目の性質もしくは大きさ（またはその両方）に基づくものである（IASB [2018a] paras.2.6-2.9, 2.11：邦訳 [2019] A22-A23 頁）。ここでは、関連性とは利用者の意思決定に相違を生じさせることができることであり、その構成要素として、予測価値と確認価値が求められている。また、重要性は、関連性の企業固有の一側面とされている。一方、『概念フレームワーク』（2018 年）は、もう 1 つの基本的な質的特性である忠実な表現について、次のように述べている。

財務情報は、有用であるために「目的適合性〔関連性〕のある現象」を表現するだけでなく、表現しようとしている現象を忠実に表現しなければならない。完璧に「忠実な表現」であるためには、描写は「3 つの特性」を有する。それは、「完全で、中立的で、誤謬がない」ということである。「完全な描写」は、描写しようとしている現象を「利用者」が理解するのに必要なすべての情報を含むものであり、これにはすべての必要な記述と説明が

含まれる。「中立的な描写」は、財務情報の選択または表示に偏りが無い。「誤謬がない」とは、「その現象の記述に誤謬や脱漏」がなく、「報告された情報」を作成するために用いられた手続きが、誤謬がなく選択され適用されたことを意味する。この文脈において、誤謬がないとは、すべての点で完璧に正確であることを意味しない（IASB [2018a] paras.2.12-2.15, 2.18：邦訳 [2019] A23-A24 頁）。ここでは、財務情報が有用であるためには、関連性だけでなく、現象を忠実に表現しなければならず、忠実な表現の構成要素として、完全性、中立性および誤謬がないことが求められている。

このような基本的な質的特性を踏まえて、『概念フレームワーク』（2018 年）は、関連性があり、表現しようとする対象の忠実な表現を提供する情報の有用性を補強する質的特性、すなわち補強的な質的特性として、比較可能性、検証可能性、適時性および理解可能性を規定している。第 1 に、「比較可能性」とは、利用者が「項目間の類似点と相違点」を識別し理解できるようにする「質的特性」である。第 2 に、「検証可能性」とは、情報が表現しようとしている「経済現象」を忠実に表現していることを「利用者」に確信させるのに役立つものであり、「知識を有する独立した別々の観察者」が、必ずしも完全に一致することはないとしても、特定の描写が忠実な表現であるという合意に達することを意味する。第 3 に、「適時性」とは、「意思決定者」の決定に影響を与えることができるように遅滞なく情報を利用可能とすることを意味する。第 4 に、理解可能性に関しては、情報を分類し、特徴づけ、明瞭かつ簡潔に表示することで、情報が理解可能となるとされている（IASB [2018a] paras.2.23, 2.25, 2.30, 2.33-2.34：邦訳 [2019] A25-A27 頁）。

ここで明らかなように、IASB の『概念フレームワーク』（2018 年）は、まず財務報告の

目的に関して、現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者という主要な利用者に対する意思決定に有用な財務情報の提供を掲げている。その上で、『概念フレームワーク』(2018年)は、関連性と忠実な表現という基本的な質的特性を規定している。関連性は、予測価値と確認価値を構成要素とし、重要性は、関連性の企業固有の一側面と位置づけられている。また、忠実な表現は、完全性、中立性および誤謬がないことを構成要素にしている。さらに、『概念フレームワーク』(2018年)は、比較可能性、検証可能性、適時性および理解可能性を補強的な質的特性として規定している。

Ⅳ IFRS サステナビリティ開示基準における質的特性の分析

Ⅳ-1 5者グループ『気候報告』(2020年)の分析

『協議ペーパー』(2020年)は、「有用なサステナビリティ情報の質的特性」を、TCFD等の「既存のフレームワーク」に示された原則に依拠して開発することが必要となり、IASBの『概念フレームワーク』(2018年)における財務報告の質的特性が、「サステナビリティ報告において有用な質的特性」の基礎となり得ると述べている(IFRS Foundation [2020] paras.44-45: 邦訳 [2020] 17頁)。ただし、『協議ペーパー』(2020年)では、質的特性に関する具体的な内容までは述べられていなかった。

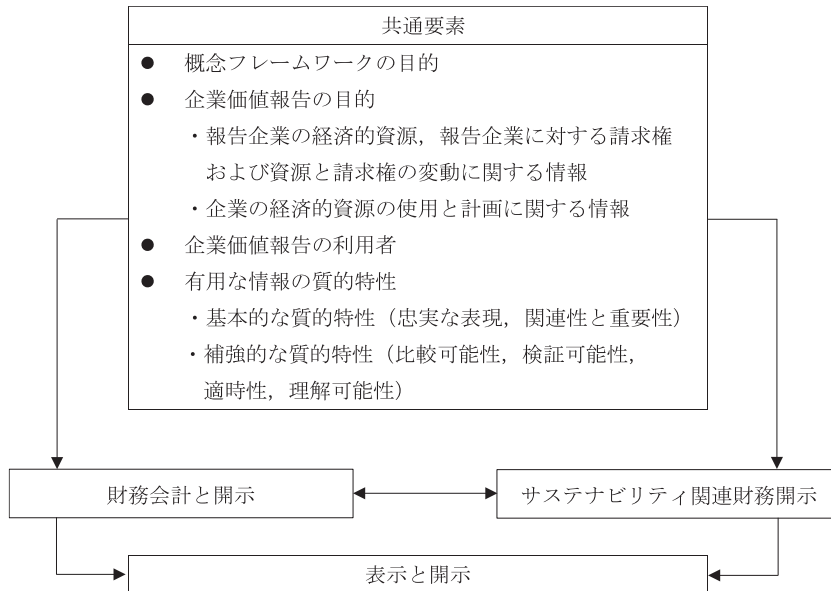
一方、IFRS財団の動向を受けて、CDP、気候変動開示基準委員会(Climature Disclosure Standards Board: 以下、CDSBと略称)、グローバル・レポート・イニシアティブ(Global Reporting Initiative: 以下、GRIと略称)、国際統合報告評議会(International Integrated Reporting Council: 以下、IIRCと略称)およびサステナビリティ会計基準審議会

(Sustainability Accounting Standards Board: 以下、SASBと略称)は、企業のサステナビリティ報告と統合報告に焦点を当てた基準設定機関とフレームワーク提供機関の「5者グループ(group of five)」(ISSB [2022b] para. BC2: 邦訳 [2022b] 4頁)として、2020年12月に合同で『気候関連の財務報告基準のプロトタイプで説明される企業価値に関する報告書』(CDP et al. [2020]: 以下、『気候報告』と略称)を公表した。『気候報告』(2020年)は、「サステナビリティ関連財務開示の基準設定」が、IFRS財団の役割の「自然な延長線上にある」と評価するとともに、「既存のフレームワークと基準」を基盤とすることの意義に関して述べている(CDP et al. [2020] p.4)。

また、『気候報告』(2020年)は、サステナビリティ関連の財務開示基準の開発を導くために、『概念フレームワーク』(2018年)に関する見解を示している。『気候報告』(2020年)は、『概念フレームワーク』(2018年)が「サステナビリティ関連財務開示と多くの共通要素」を有し、特に「概念フレームワークの目的」、「一般目的財務報告の目的と利用者」および「有用な情報の質的特性」に関しては、「共通要素」であるとみなしている(CDP et al. [2020] pp.11, 13, 15)。

すなわち、『概念フレームワーク』(2018年)における「一般目的財務報告の目的」は、「現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者」が企業への資源の提供に関する「意思決定」を行う際に有用な、報告企業に関する財務情報を提供することであり、有用な情報の質的特性に関しては、基本的な質的特性として、関連性と忠実な表現が挙げられ、補強的な質的特性として、比較可能性、検証可能性、適時性および理解可能性が挙げられている⁷。これに対して、『気候報告』(2020年)は、これらの目的と有用な情報の質的特性がサステナビリティ関連財務情報にも適用するために、ほとんど調整を必要とし

図表 2 財務会計とサステナビリティ関連財務情報の共通要素



（出所）CDP et al. [2020] p.14. なお、一部分を修正した。

ないとしている。ただし、『気候報告』（2020 年）は、サステナビリティ関連財務開示を取り扱うために、一般目的財務報告という用語を企業価値報告に置き換えることを提案している（CDP et al. [2020] p.15）。この内容は、図表 2 のように纏められる。

ここで明らかなように、『協議ペーパー』（2020 年）は、IASB の『概念フレームワーク』（2018 年）における財務報告の質的特性が、サステナビリティ報告において有用な質的特性の基礎となり得ると述べていたが、質的特性に関する具体的な内容までは述べられていなかった。これに対して、5 者グループの『気候報告』（2020 年）は、『概念フレームワーク』（2018 年）における有用な情報の質的特性をサステナビリティ関連財務開示との共通要素の 1 つとみなしており、具体的には、基本的な質的特性として忠実な表現と、関連性と重要性が挙げられ、補強的な質的特性として比較可能性、検証可能性、適時性および理解可能性が挙げられている。

IV-2 TRWG『プロトタイプ』（2021 年）の分析

IFRS 財団の評議員会は、ISSB 設立の準備作業を進めるために、2021 年 3 月に技術的準備ワーキング・グループ（Technical Readiness Working Group：以下、TRWG と略称）を設立した（IFRS Foundation [2021b] p.4）。TRWG は、IFRS 財団が議長を務め、CDSB、IASB、TCFD、価値報告財団—SASB と IIRC を代表一、世界経済フォーラムおよびそのステークホルダー資本主義測定イニシアティブの代表者で構成され、さらに IOSCO と国際会計基準審議会が、オブザーバーとして参加している（ISSB [2022b] para.BC1：邦訳 [2022b] 6 頁）。TRWG の構成団体のうち、CDSB、SASB および IIRC は、『気候報告』（2020 年）を公表した 5 者グループの一員であった。

TRWG は、『気候報告』（2020 年）の内容を「出発点」として使用しつつ、2021 年 3 月から 11 月にかけて、「文書『気候報告』（2020 年）」の改良を行った。そして、TRWG は、

2021 年 11 月の ISSB 設立発表に合わせて『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項のプロトタイプ』(TRWG [2021b]: 以下、『プロトタイプ』と略称)を公表した。『プロトタイプ』(2021 年)は、『気候報告』(2020 年)という「重要な取り組みの進化 (the evolution of a significant effort)」を表すものと位置づけられている (TRWG [2021a] pp.4-5)⁸。

『プロトタイプ』(2021 年)は、サステナビリティ関連財務開示の目的が報告企業のさらされている重要なサステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報を提供することであり、これは、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかを意思決定する際に役立つとしている。ここでの主要な利用者は、『概念フレームワーク』(2018 年)と同様、「現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者」であると定義されている (TRWG [2021b] para.1, Appendix A)。

また、TRWG は、ISSB が基準設定の参考として必要とする可能性のあるガイドラインを含む、ISSB の「概念ガイドライン (conceptual guidelines)」に関する提言を検討しており、将来的には、「概念ガイドライン」を「完全な概念フレームワーク (a full Conceptual Framework)」へと発展させることを提言している。その際、TRWG は、IASB の『概念フレームワーク』(2018 年)と「潜在的な ISSB 概念フレームワーク」が共通の主要な利用者と目的によって統合されることを前提として、IASB の『概念フレームワーク』(2018 年)の多くの領域が、ISSB に直接適用可能であるか、あるいは「サステナビリティ関連情報に關係する事項」に関して若干の調整を加えることで適用可能であるとみなした (TRWG [2021a] pp.8-9)⁹。

その上で、『プロトタイプ』(2021 年)は、利用者である投資者等が、サステナビリティ関連財務開示における情報に基づいて報告企

業に関する意思決定を行う際に最も役立つと思われる情報の種類として、「有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性」を議論しており、「関連性と忠実な表現」を「有用なサステナビリティ関連財務情報の基本的な質的特性」として位置づけている (TRWG [2021b] paras.D1, D4)。『プロトタイプ』(2021 年)は、基本的な質的特性である関連性について、次のように述べている。

「関連性のあるサステナビリティ関連財務情報」は、利用者が行う意思決定に相違を生じさせることができる。サステナビリティ関連財務情報は、「予測価値、確認価値またはその両方」を有する場合、「意思決定に相違」を生じさせることができる。「サステナビリティ関連財務情報」は、「利用者」が「将来の結果」を予測するために用いる「プロセスへのインプット」として使用できる場合には、「予測価値」を有し、「過去の評価」に関するフィードバックを提供する(確認または変更する)場合には、「確認価値」を有する。また、「重要性」は、「関連性の企業固有の一側面」である (TRWG [2021b] paras.D5-D8, D10)。

ここでは、関連性が利用者の意思決定に相違を生じさせることができることであり、その構成要素として、予測価値と確認価値が求められている。また、重要性は、関連性の企業固有の一側面とされている。一方、『プロトタイプ』(2021 年)は、もう 1 つの基本的な質的特性である忠実な表現について、次のように述べている。

「サステナビリティ関連財務開示」は、文字と数字で経済現象を表現する。開示が有用であるためには、「関連性のある現象」を表現するだけでなく、忠実に表現しなければならない。「忠実な表現」であるために、描写は、「完全で、中立的で、正確 (complete, neutral and accurate)」であろう。サステナビリティ関連財務開示は、関連性のあるサステナビリティのリスクと機会に関する完全な描写を提

供すべきである。サステナビリティのリスクまたは機会に関する完全な描写には、投資者と債権者がそのリスクまたは機会を理解するために必要なすべての重要な情報が含まれる。サステナビリティ関連財務開示は、中立的でなければならない。中立性がある描写は、情報の選択または表示に偏りが無い。サステナビリティ関連財務開示は、正確でなければならない。情報は、すべての点で完璧に精密でなくても正確性を有することができる（TRWG [2021b] paras.D11–D14, D16, D19）。

ここでは、サステナビリティ関連財務開示が有用であるためには、関連性のある現象を表現するだけでなく、忠実に表現しなければならないとされており、その構成要素として、完全性、中立性および正確性が求められている。その中でも、正確性は、(a) 事実に基づく情報に、重要性のある誤謬がない、(b) 記述が精密である、(c) 見積り、概算および予測が、そのようなものとして明確に識別されている、(d) 見積り、概算または予測を作成するための適切なプロセスを選択し適用するにあたり、重要性がある誤謬が生じておらず、当該プロセスへのインプットが合理的で裏付け可能である、(e) 主張が合理的で、質的と量的に十分な情報に基づいている、および (f) 将来についての経営者の判断に関する情報が、当該判断と判断に基づく情報の両方を忠実に反映していることを要求している（TRWG [2021b] para.D19）。したがって、『プロトタイプ』（2021 年）における正確性は、誤謬がないことを含めているものと考えられる。

このような基本的な質的特性を踏まえて、『プロトタイプ』（2021 年）は、補強的な質的特性として、比較可能性、検証可能性、適時性および理解可能性を位置づけている。第 1 に、「比較可能性」とは、利用者が「項目間の類似点と相違点」を識別し理解できるようにする「特性」である。第 2 に、「検証可能性」とは、情報が完全であり、中立的であり、正

確であると「投資者と債権者」に確信させるのに役立つものであり、「知識を有する独立した別々の観察者」が、必ずしも完全に一致することはないとしても、特定の描写が忠実な表現であるという合意に達することを意味する。第 3 に、「適時性」とは、「意思決定者」の決定に影響を与えることができるように遅滞なく情報を利用可能とすることを意味する。第 4 に、理解可能性に関して、サステナビリティ関連財務開示は、明瞭かつ簡潔であるべきとされている（TRWG [2021b] paras.D20, D24–D25, D28–D29）。

ここで明らかなように、TRWG は、『気候報告』（2020 年）の内容を出発点とし、これを発展させた『プロトタイプ』（2021 年）を公表した。『プロトタイプ』（2021 年）は、関連性と忠実な表現という基本的な質的特性と、比較可能性、検証可能性、適時性および理解可能性という補強的な質的特性を、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性として位置づけている。『プロトタイプ』（2021 年）における忠実な表現は、『概念フレームワーク』（2018 年）における忠実な表現と類似するが、その構成要素に誤謬がないのではなく、正確性を含めている点で異なる。ただし、『プロトタイプ』（2021 年）の正確性は、誤謬がないことも要件として挙げており、それを含むものと考えられる。

IV-3 ISSB 『S1 号 [案]』（2022 年）の分析

ISSB は、『プロトタイプ』（2021 年）の内容に基づき、2022 年 3 月に公開草案『IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案]』（ISSB [2022a]：以下、『S1 号 [案]』と略称）を公表した（ISSB [2022b] para.BC5：邦訳 [2022b] 7 頁）。『S1 号 [案]』（2022 年）は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業価値を評価し、企業に資源を提供するかどうか決定する際に、有用な企業の重大なサステナビリティ関連の

リスクと機会に関する情報の開示を企業に要求することを目的としている。ここでの主要な利用者は、「現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者」であると定義されている（ISSB [2022a] para.1, Appendix A：邦訳 [2022a] 23, 42 頁）。

基準の目的を踏まえ、『S1 号 [案]』（2022 年）は、サステナビリティ関連財務情報が一般目的財務報告の一部であるとした上で、IASB の『概念フレームワーク』（2018 年）における質的特性を「サステナビリティ関連財務情報」に適用している。『S1 号 [案]』（2022 年）は、サステナビリティ関連財務情報は関連性があり、それが表現しようとするものを忠実に表現している場合は有用であるとしている。すなわち、関連性と忠実な表現が、基本的な質的特性として位置づけられている（ISSB [2022a] paras. C2-C3：邦訳 [2022a] 45 頁）¹⁰。『S1 号 [案]』（2022 年）は、基本的な質的特性である関連性について、次のように述べている。

「関連性のあるサステナビリティ関連財務情報は、主要な利用者が行う意思決定に相違を生じさせることができる。サステナビリティ関連財務情報は、予測価値、確認価値またはその両方を有する場合、「意思決定に相違」を生じさせることができる。「サステナビリティ関連財務情報」は、「利用者」が「将来の結果」を予測するために用いる「プロセスへのインプット」として使用できる場合には、「予測価値」を有する。サステナビリティ関連財務情報は、「過去の評価」に関するフィードバックを提供する（確認または変更する場合）場合には、「確認価値」を有する。サステナビリティ関連財務情報は、その情報を省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、一般目的財務報告の主要な利用者が、特定の報告企業に関する情報を提供する報告書に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合には、重要性があ

る。言い換えれば、重要性は、「関連性の企業固有の一側面」である（ISSB [2022a] paras. C4-C6, C8：邦訳 [2022a] 45-46 頁）。

ここでは、関連性が利用者の意思決定に相違を生じさせることができることであり、その構成要素として、予測価値と確認価値が求められている。また、重要性は、関連性の企業固有の一側面とされている。一方、『S1 号 [案]』（2022 年）は、もう 1 つの基本的な質的特性である忠実な表現について、次のように述べている。

サステナビリティ関連財務情報は、経済現象を文字と数字で表現するものである。情報が有用であるためには、関連性のある現象を表現するだけでなく、表現しようとしている現象の実質を忠実に表現しなければならない。「忠実な表現」であるためには、描写に完全性があり、中立性があり、誤謬がないということである。サステナビリティ関連のリスクまたは機会の完全性がある描写には、主要な利用者がリスクまたは機会を理解するために必要なすべての重要性のある情報が含まれる。サステナビリティ関連財務開示は、中立性がなければならない。中立性がある描写は、情報の選択または情報の開示に偏りがない。サステナビリティ関連財務情報は、正確でなければならない。情報は、すべての点で完全に精密でなくても正確性を有することができる（ISSB [2022a] paras. C9-C12, C15：邦訳 [2022a] 46-47 頁）。

ここでは、サステナビリティ関連財務情報が有用であるためには、関連性のある現象を表現するだけでなく、忠実に表現しなければならないとされている。忠実な表現の構成要素としては、完全性、中立性および誤謬がないことが求められているが、後の説明では、サステナビリティ関連財務情報は、正確でなければならないとされている。『S1 号 [案]』（2022 年）における正確性には、事実に基づく情報に重要性のある誤謬がないことなどが

要求されている（ISSB [2022a] para.C15：邦訳 [2022a] 47 頁）が、この内容は、『プロトタイプ』（2021 年）における正確性とほぼ同一である。

このような基本的な質的特性を踏まえて、『S1 号 [案]』（2022 年）は、補強的な質的特性として、比較可能性、検証可能性、適時性および理解可能性を規定している。第 1 に、「比較可能性」とは、利用者が「項目間の類似点と相違点」を識別し理解できるようにする「特性」である。第 2 に、「検証可能性」とは、情報が完全であり、中立的であり、正確であると「投資者と債権者」に確信させるのに役立つものであり、「知識を有する独立した別々の観察者」が、必ずしも完全に一致することはないとしても、特定の描写が忠実な表現であるという合意に達することを意味する。第 3 に、「適時性」とは、「意思決定者」の決定に影響を与えることができるように遅滞なく情報を利用可能とすることを意味する。第 4 に、理解可能性に関して、サステナビリティ関連財務開示は、明瞭かつ簡潔であるべきであるとされている（ISSB [2022a] paras. C16-C17, C21-C22, C25-C26：邦訳 [2022a] 47-49 頁）。

ここで明らかのように、ISSB は、『プロトタイプ』（2021 年）の内容に基づき、『S1 号 [案]』（2022 年）を公表した。『S1 号 [案]』（2022 年）は、サステナビリティ関連財務情報が一般目的財務報告の一部であるとした上で、IASB の『概念フレームワーク』（2018 年）における質的特性をサステナビリティ関連財務情報に適用している。すなわち、『S1 号 [案]』（2022 年）は、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性として、関連性と忠実な表現という基本的な質的特性と、比較可能性、検証可能性、適時性および理解可能性という補強的な質的特性をそれぞれ規定している。ただし、『S1 号 [案]』（2022 年）における忠実な表現は、再び『概念フレームワ

ーク』（2018 年）と同じく、誤謬がないことを構成要素に含める一方、サステナビリティ関連財務情報は、正確でなければならないとされており、『プロトタイプ』（2021 年）における正確性とほぼ同一の内容を要求している。したがって、『S1 号 [案]』（2022 年）では、誤謬がないことと正確性という用語が混在して使われているといえよう。

IV-4 IFRS サステナビリティ開示基準書 S1 号（2023 年）の分析

『S1 号 [案]』（2022 年）公表後の審議を経て、ISSB は、IFRS S1 号（2023 年）を公表した。IFRS S1 号（2023 年）は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業のサステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報を開示することを当該企業に要求することを目的としている。ここでの主要な利用者は、「現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者」であると定義されている（ISSB [2023a] para.1, Appendix A：邦訳 [2024] 7, 24 頁）。

基準の目的を踏まえ、IFRS S1 号（2023 年）は、サステナビリティ関連財務情報が一般目的財務報告の一部であるとした上で、IASB の『概念フレームワーク』（2018 年）における質的特性を「サステナビリティ関連財務情報」に適用している。IFRS S1 号（2023 年）は、サステナビリティ関連財務情報は、関連性があり、それが表現しようとする対象を忠実に表現する場合に有用であるとしている。すなわち、関連性と忠実な表現が、有用なサステナビリティ関連財務情報の基本的な質的特性として位置づけられている（ISSB [2023a] paras.D2-D3：邦訳 [2024] 37 頁）。IFRS S1 号（2023 年）は、基本的な質的特性である関連性について、次のように述べている。

「関連性があるサステナビリティ関連財務情報」は、主要な利用者が行う意思決定に相

違を生じさせることができる。サステナビリティ関連財務情報は、予測価値、確認価値（またはその両方）を有する場合に、利用者の意思決定に相違を生じさせることができる。サステナビリティ関連財務情報は、主要な利用者が将来の結果を予測するために用いるプロセスへのインプットとして使用できる場合に、予測価値を有する。サステナビリティ関連財務情報は、過去の評価に関するフィードバックを提供する（確認するかまたは変更する）場合には、確認価値を有する。情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて一般目的財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合には、重要性がある。言い換えれば、重要性は、「関連性の企業固有の一側面」である（ISSB [2023a] paras.D4-D6, D8：邦訳 [2024] 37-38 頁）。

ここでは、関連性が利用者の意思決定に相違を生じさせることができることであり、その構成要素として、予測価値と確認価値が求められている。また、重要性は、関連性の企業固有の一側面とされている。一方、IFRS S1 号（2023 年）は、もう 1 つの基本的な質的特性である忠実な表現について、次のように述べている。

サステナビリティ関連財務情報は、現象を言葉と数字で表現するものである。有用であるためには、情報は関連性がある現象を表現するだけでなく、表現しようとしている現象の実質を忠実に表現しなければならない。忠実な表現であるためには、描写は完全で、中立的で、正確なものとなる。サステナビリティ関連のリスクまたは機会の完全な描写には、主要な利用者が当該リスクまたは機会を理解する上で必要なすべての重要性がある情報が含まれる。サステナビリティ関連財務情報は中立的でなければならない。中立的な描

写は、情報の選択または開示に偏りが無い。サステナビリティ関連財務情報は正確でなければならない。情報は、すべての点において完璧で精密でなくても正確であることがある（ISSB [2023a] paras. D9-D12, D15：邦訳 [2024] 38 頁）。

ここでは、サステナビリティ関連財務情報が有用であるためには、関連性のある現象を表現するだけでなく、忠実に表現しなければならないとされており、その構成要素として、完全性、中立性および正確性が求められている。IFRS S1 号（2023 年）における正確性には、事実に基づく情報に重要性のある誤謬がないことなどが要求されている（ISSB [2023a] para.D15：邦訳 [2024] 38-39 頁）が、これは、『S1 号 [案]』（2022 年）における正確性を引き継いだ内容といえよう。

このような基本的な質的特性を踏まえて、IFRS S1 号（2023 年）は、補強的な質的特性として、比較可能性、検証可能性、適時性および理解可能性を規定している。第 1 に、「比較可能性」は、項目間の類似点と相違点を主要な利用者が識別し理解できるようにする特性である。第 2 に、「検証可能性」は、情報が完全で、中立的で、正確であるという自信を利用者に与えるのに役立つものであり、知識を有する独立したさまざまな観察者が、必ずしも完全な一致ではないとしても、特定の描写が忠実な表現であるという合意に達することができることを意味する。第 3 に、「適時性」とは、意思決定者の意思決定に影響を与えることができるように、遅滞なく情報を利用可能にすることを意味する。第 4 に、理解可能性について、サステナビリティ関連財務情報は、明瞭かつ簡潔でなければならないとされている（ISSB [2023a] paras.D16-D17, D21-D22, D25-D26：邦訳 [2024] 39-40 頁）。

ここで明らかなように、IFRS S1 号（2023 年）は、サステナビリティ関連財務情報が一般目的財務報告の一部であるとした上で、

IASB の『概念フレームワーク』（2018 年）における質的特性をサステナビリティ関連財務情報に適用している。すなわち、IFRS S1 号（2023 年）は、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性として、関連性と忠実な表現という基本的な質的特性と、比較可能性、検証可能性、適時性および理解可能性という補強的な質的特性をそれぞれ規定している。IFRS S1 号（2023 年）における忠実な表現は、『概念フレームワーク』（2018 年）における忠実な表現と類似するが、その構成要素に誤謬がないことではなく、正確性を含めている点で異なる。ただし、IFRS S1 号（2023 年）の正確性は、誤謬がないことも要件として挙げており、それを含むものと考えられる。

V おわりに

ここでは、本論文の内容を纏めておきたい。まず、『協議ペーパー』（2020 年）は、新たな審議会である ISSB の設立を提案した。『協議ペーパー』（2020 年）に対するコメント・レターと IOSCO の声明を踏まえ、ISSB は、投資者に焦点を当てるという方向性に基づき、2021 年に設立され、金融市場監督当局で構成されるモニタリング・ボードと、IFRS 財団の評議員会による 3 層のガバナンス構造の下で運営されることになった。ISSB の設立に際して改訂された IFRS 財団の定款でも、ISSB の IFRS サステナビリティ開示基準は、IASB の IFRS 会計基準との補完的な IFRS 基準を構成するものと位置づけられ、経済的意思決定を目的とすると定められた。

また、『協議ペーパー』（2020 年）は、IASB の『概念フレームワーク』（2018 年）における財務報告の質的特性が、サステナビリティ報告において有用な質的特性の基礎となり得ると述べていたが、質的特性に関する具体的な内容までは述べられていなかった。これに対して、5 者グループの『気候報告』（2020 年）

は、『概念フレームワーク』（2018 年）における有用な情報の質的特性をサステナビリティ関連財務開示との共通要素の 1 つとみなしており、『概念フレームワーク』（2018 年）に基づき、基本的な質的特性として忠実な表現と、関連性と重要性を挙げ、補強的な質的特性として比較可能性、検証可能性、適時性および理解可能性を挙げている。

そして、ISSB の設立発表に合わせて、TRWG — 5 者グループの中で CDSB, SASB および IIRC が参加—は、『気候報告』（2020 年）の内容を出発点とし、これを発展させた『プロトタイプ』（2021 年）を公表した。『プロトタイプ』（2021 年）における質的特性の内容は、『S1 号 [案]』（2022 年）に継承されており、『S1 号 [案]』（2022 年）は、サステナビリティ関連財務情報を一般目的財務報告の一部と位置づけ、IASB の『概念フレームワーク』（2018 年）における質的特性をサステナビリティ関連財務情報に適用している。最終的に、『S1 号 [案]』（2022 年）公表後の審議を経て、ISSB は、IFRS S1 号（2023 年）を公表し、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性が規定されるに至った。

『プロトタイプ』（2021 年）、『S1 号 [案]』（2022 年）および IFRS S1 号（2023 年）は、いずれも『概念フレームワーク』（2018 年）と同様に、関連性と忠実な表現という基本的な質的特性と、比較可能性、検証可能性、適時性および理解可能性という補強的な質的特性を、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性として位置づけている。ただし、忠実な表現の構成要素に関しては、若干の変化が生じており、『概念フレームワーク』（2018 年）では、誤謬がないことを挙げていたが、『プロトタイプ』（2021 年）では、その代わりに、正確性—誤謬がないことも要件に含む—が挙げられていた。そして、『S1 号 [案]』（2022 年）では、誤謬がないことと正確性という用語が混在して使われていたが、最終的に、IFRS S1

号(2023年)では、正確性一誤謬がないことも要件に含む一が忠実な表現の構成要素になった。

このように、IFRS サステナビリティ開示基準は、IASB の IFRS 会計基準とともに、IFRS 基準の補完的なセットを構成するものと位置づけられている。その上で、IFRS S1 号(2023年)の質的特性は、5 者グループの『気候報告』(2020年)で提示されたように、IASB の『概念フレームワーク』(2018年)を基礎にして、『プロトタイプ』(2021年)と『S1 号[案]』(2022年)を経て形成されてきたものと考えられる。しかし、実際のサステナビリティ報告に質的特性を適用する困難性を指摘する見解もある¹¹など、新たな問題も浮上しつつあることから、今後の研究課題として、注目していきたい。

(付記)

本論文は、日本会計研究学会第 84 回大会(2025 年 8 月 27 日開催)で報告した内容を加筆・修正したものである。大会当日は、司会者の向山敦夫先生(大阪公立大学)をはじめとして、ご参加されたフロアの先生方から貴重なコメントを頂いた。ここに記して謝意を申し上げたい。なお、本稿のあり得べき誤謬等は、筆者個人の責に帰するものである。

【参考文献】

- CDP, CDSB, GRI, IIRC and SASB [2020] *Reporting on Enterprise Value Illustrated with a Prototype Climate-related Financial Disclosure Standard*.
 GRI, UN Global Compact and WBCSD [2016] *SDGs Compass: The Guide for Business Action on the SDGs* (グローバル・ネットワーク・ジャパン, 地球環境戦略研究機関訳 [2016]『SDG Compass SDGs の企業行動指針—SDGs を企業はどう活用するか—』).
 IASB [2010] *Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, IFRS Foundation (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2011]『国際財務報告基準 (IFRS) 2011』中央経済社).

- IASB [2018a] *Conceptual Framework for Financial Reporting*, IFRS Foundation (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2019]『IFRS 基準〈注釈付き〉2019』中央経済社).
 IASB [2018b] *Basis for Conclusions on the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IFRS Foundation (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2019]『IFRS 基準〈注釈付き〉2019』中央経済社).
 IFRS Foundation [2020] *Consultation Paper on Sustainability Reporting*, IFRS Foundation (企業会計基準委員会訳 [2020]『サステナビリティ報告に関する協議ペーパー』).
 IFRS Foundation [2021a] *Consultation Paper and Comment Letters: Sustainability Reporting*, <https://www.ifrs.org/projects/completed-projects/2021/sustainability-reporting/consultation-paper-and-comment-letters/#view-the-comment-letters> (accessed 2025-9-26).
 IFRS Foundation [2021b] *IFRS Foundation Trustees' Feedback Statement on the Consultation Paper on Sustainability Reporting*, IFRS Foundation.
 IFRS Foundation [2021c] *IFRS Foundation Constitution*, IFRS Foundation (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2023]『IFRS 会計基準 2023〈注釈付き〉』中央経済社).
 IFRS Foundation [2025] *Annual Report 2024*, IFRS Foundation.
 IFRS Foundation Monitoring Board [2025] Media Release, *The IFRS Foundation Monitoring Board Highlighted the Importance of Ongoing Oversight of the Standard-setting Activities and Governance of the IFRS Foundation during Period of Change*, IOSCO.
 IOSCO [2020] *IOSCO Response to the IFRS Foundation Consultation on Sustainability Reporting*, IOSCO.
 IOSCO [2021] Media Release, *IOSCO Sees an Urgent Need for Globally Consistent, Comparable, and Reliable Sustainability Disclosure Standards and Announces Its Priorities and Vision for a Sustainability Standards Board under the IFRS Foundation*, IOSCO.
 ISSB [2022a] *[Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information*, IFRS Foundation (企業会計基準委員会訳 [2022a]『IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案]』).
 ISSB [2022b] *Basis for Conclusions on [Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information*, IFRS Foundation (企業会計基準委員会訳 [2022b]『IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要

求事項」[案]に関する結論の根拠』).

ISSB [2023a] IFRS S1, *General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information*, IFRS Foundation (サステナビリティ基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2024]『IFRS サステナビリティ開示基準』中央経済社).

ISSB [2023b] Basis for Conclusions on IFRS S1, *General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information*, IFRS Foundation (サステナビリティ基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2024]『IFRS サステナビリティ開示基準』中央経済社).

TCFD [2017] *Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures*, Financial Stability Board (山田和人・藤森眞理子・山本麻子訳 [2017]『気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言』).

TRWG [2021a] *Summary of the Technical Readiness Working Group's Programme of Work*, IFRS Foundation.

TRWG [2021b] *General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information Prototype*, IFRS Foundation.

United Nations [2015] *Transforming Our World: The 2030 Agenda for Sustainable Development*, New York.

Wagenhofer, A. [2024] "Sustainability Reporting: A Financial Reporting Perspective," *Accounting in Europe*, Vol.21, No.1, pp.1-13.

秋葉賢一 [2022] 「ISSB による公開草案 (3) —サステナビリティ関連財務開示の質的特性—」『週刊経営財務』No.3559, 32-35 頁。

川津大樹 [2024a] 「国際サステナビリティ基準審議会の設立過程に関する考察」『グローバル会計研究』第 5 号, 1-18 頁。

川津大樹 [2024b] 「サステナビリティ報告における重要性 (materiality) 概念の対立に関する考察」『日本知的資産経営学会誌』第 10 号, 65-76 頁。

小西健太郎・桐原和香 [2022] 「IFRS 財団 TRWG によるプロトタイプの概要」『企業会計』第 74 巻第 6 号, 21-32 頁。

サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) [2024] サス

テナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案『サステナビリティ開示基準の適用 (案)』。

サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) [2025] サステナビリティ開示ユニバーサル基準『サステナビリティ開示基準の適用』。

注

- ¹ これに関しては、川津 [2024b] 66 頁も参照。
- ² これに関連して、川津 [2024a] は、新しいサステナビリティ基準審議会の設立に関して、『協議ペーパー』(2020 年) に対するコメント・レター分析を行っている (川津 [2024a] 8-12 頁)。
- ³ cf. IOSCO [2020] p.2.
- ⁴ cf. IFRS Foundation [2021b] p.27.
- ⁵ 2025 年現在のモニタリング・ボードのメンバーは、IOSCO 代表理事会、IOSCO 成長・新興市場委員会、わが国の金融庁、欧州委員会、米国の証券取引委員会、ブラジルの証券取引委員会、韓国の金融委員会、中国の財政部および英国の金融行為規制機構である (IFRS Foundation Monitoring Board [2025] p.2)。
- ⁶ これに関しては、川津 [2024a] 14 頁も参照。
- ⁷ 『気候報告』(2020 年) では、IASB の『概念フレームワーク』(2018 年) における基本的な質的特性が、「忠実な表現」と「関連性と重要性」であるとみなしており、重要性を関連性に並ぶ位置づけにしている (CDP et al. [2020] p.15)。
- ⁸ 『プロトタイプ』(2021 年) に関しては、小西・桐原 [2022] も参照。
- ⁹ ただし、2025 年 9 月時点では、TRWG の提言通りに、ISSB が実際に新たな概念フレームワークを開発するかどうかは明らかになっていない。
- ¹⁰ 『S1 号 [案]』(2022 年) の質的特性に関しては、秋葉 [2022] も参照。
- ¹¹ 例えば、Wagenhofer [2024] は、「比較可能性と検証可能性」について、構造上または性質上、多くのサステナビリティ開示において実現が困難であると指摘している (Wagenhofer [2024] p.10)。